

静岡県立大学短期大学部質保証委員会細則

平成 20 年 4 月 1 日 細則第 29 号

改正 平成 21 年 7 月 1 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和 2 年 4 月 1 日

改正 令和 3 年 6 月 1 日

改正 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、静岡県公立大学法人質保証委員会規程第 9 条第 3 号の規定に基づき、短期大学部質保証委員会(以下「委員会」という。)の組織その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 内部質保証の実施に関すること。
- (2) 自己点検・評価に係る基本方針及び自己点検・評価項目の具体化に関すること。
- (3) 自己点検・評価の実施(中期計画、外部評価を含む)に関すること。
- (4) 改善方策の検討に関すること。
- (5) 内部質保証活動報告の作成に関すること。
- (6) 内部質保証規程第 6 条に規定する第三者による評価の受審に関すること。
- (7) 静岡県公立大学法人評価委員会による評価に関すること。
- (8) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 短期大学部部長
- (2) 短期大学部副部長
- (3) 事務部長
- (4) 学生部長
- (5) 附属図書館長
- (6) 各学科及び一般教育等の学科代表
- (7) キャリア支援センター分所長
- (8) 健康支援センター分所長
- (9) その他短期大学部部長が指名する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は短期大学部部長をもって充て、副委員長は短期大学部副部長をもって充てるものとする。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務室において処理する。

(委任)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。